

休日当番薬局規定

平成 20 年 8 月

社団法人 久留米三井薬剤師会

社団法人 久留米三井薬剤師会

休日当番薬局規定

平成 20 年 8 月 18 日

(目 的)

第 1 条 この規定は、(社)久留米三井薬剤師会 (以下、「本会」という。) の休日当番薬局について必要な事項を定めることを目的とする。

休日当番薬局は、日曜日と政令で定める休日・祭日における医師・歯科医師の処方せんに基づく調剤など会員薬局等による地域医療への貢献を、本会の責任において、公に保障することを目的として制定する。

(定 義)

第 2 条 休日当番薬局とは、日曜・祝祭日毎の保険調剤業務責任応需薬局を会員等の保険薬局の中から輪番制で本会が指定し、公にするものである。指定された薬局は本会を代表して、当該日の保険薬局としての業務を行うものである。

(責 任)

第 3 条 休日当番薬局は、公的責任を負っており、決められた当番日における患者、住民からの保険薬局業務への期待に答え、需要を満たすために、個々の薬局毎に処方せん受け入れ体制の整備、充実などに最大限の努力を払わなければならない。また、休日当番薬局は、調剤の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(配 置)

第 4 条 地域毎の保険薬局業務の確保のため、会員薬局等を日曜・祝祭日毎に数薬局を輪番で当番薬局とする。

(開局時間)

第 5 条 この制度に基づく当番薬局の日曜・祝祭日の応需対応時間は午前 9 時から午後 6 時、または全日(※注 1)とする。(※注 1 全日とは、実施薬局の通常の開局時間)

(備蓄薬)

第 6 条 当番薬局業務における必須備蓄薬は、通常開局時の標準備蓄とは必ずしも一致しないので、当番薬局で互いに備蓄薬の譲り渡し、譲り受けが出来る旨の配慮をする。

(問題の解決)

第 7 条 この規定以外の内容について疑義または問題が生じたときは、(社)久留米三井薬剤師会の分業推進委員会において協議の上解決する。

付 則

1 この規定は、平成 20 年 10 月 1 日から実施する。